

「職場環境改善諸要求(車両所関係)」 に対する業務委員会開催！

職場環境改善の諸要求に対して、何ら誠意を見せようとしない会社に断固抗議する！

= 会社は、社員が安全の為に改善を求めていることに対して、何故聞く耳を持たないのか!?! =

= 事故や労災が発生してからでは遅いのである! = 直ちに安全最優先で、職場環境改善を行うこと!!

12月10日、地本は申第10号「2018年度職場改善諸要求」の申し入れ(車両所関係)について関西支社と業務委員会を開催しました。参加者は、柳楽副委員長、浦谷書記長、下茂業務部長、笹田組織部長、渡辺組織担当部長。会社側は、甘楽人事課課長代理、出口運輸課課長代理、毛利車両課課長代理、岡本人事課係長でした。

「申」第10号「2018年度職場改善諸要求(車両所関係)」に関する申し入れ(2018年9月20日申入)

《 会社の回答 》

I. 各車両所共通の改善要求について

1. 安全・労働条件について

(1) 事故や不具合が発生した場合に、関係社員に事情を聴くことは仕方がないが、当事者でない限り時系列報告書の強要はやめること。

【会社回答】 事実を明らかにするため、今後も必要な社員には時系列報告書の作成を指示する。

(2) 責任事故・ヒューマンエラーを起こした社員に行う「復帰教育」を直ちにやめること。

【会社回答】 現行通りとし、必要な教育を実施していく。

(3) 「復帰教育」で行われる「見極め試験」に合格した社員は、直ちに復帰させること。

【会社回答】 現行通りとする。

(4) 見習者への指導者は、現在、見習い終了したての社員により行われている場合が見受けられる。指導者は確実な技術継承を目的として各担務に精通したベテラン社員とすること。

【会社回答】 指導者は必要な知識・技能を有していることを確認した者を指定している。

(5) 新入社員の未経験者に、B担務（検査担当）を指定しないこと。

【会社回答】 必要な教育を行ったうえで、適切な担務指定を行っており問題ない。

2. 設備・環境について

(1) 熱中症予防のために「スポーツ飲料」を数量限定せずに現場詰所に置き社員が飲めるようにすること。

【会社回答】 防暑対策は、各職場に対応可能な対策を実施してきたところである。従って、「スポーツドリンク」を配布する考えはない。

3. 勤務について

(1) 職務に服するための着替え時間及び昼休憩後の移動時間を労働時間内に含めること。

【会社回答】 そのような考えはない。

(2) 年休を最優先とし、年休を抑制する見習いと出張はやめること。

【会社回答】 現行通り、申込日等の諸要素を勘案した結果年休が発給出来ないケースもあることは理解されたい。

(3) 勤務時間外のQC活動・勉強会を超勤扱いとすること。

【会社回答】 業務指定は業務上の必要により会社が判断する。

(4) 昇進試験の取扱いは、自己の時間とせず勤務時間扱いとすること。

【会社回答】 支社権限外事項である。

(5) 職場での本人意志を無視したプロジェクト参加強要をやめること。

【会社回答】 プロジェクトの指定は個人の能力、適性を総合的に判断している。

(6) 強制される個人業研をやめること。

【会社回答】 研究業務の指定は個々人の能力、適性を総合的に判断している。

4. 通勤について

(1) 社員が希望する通勤手段・通勤経路を認めること。

【会社回答】 支社権限外事項である。

(2) 現在、会社は、鳥飼基地に通勤する社員に対し、公共交通機関による通勤、自転車等による通勤を認めており、社員は希望する通勤手段で通勤している。しかし、自転車等による通勤が認められない事象が発生している。例えば、転勤に伴い（車両所間、仕業から台検や修繕、修繕から仕業や台検、台検から修繕や仕業）それまで認められていた自動車通勤するため必要な駐車許可証が転勤先では発行されず、やむを得ず、自転車や二輪車で通勤している社員、公共交通機関による通勤に変更された社員が多数発生し、やむなく転居された社員までいるのが現状である。また、それ以上に多くの社員が駐車許可証の順番を待っている状況である。この間、駐車許可証の発行について職場諸要求等で早急な駐車許可証の発行を要求し、会社は、工事中で駐車場の確保ができない等の理由により、駐車許可証を発行していない。早急に駐車場の確保と駐車許可証を発行すること。

【会社回答】 そのような考えはない。

(3) 出勤時は、自転車・単車・自動車の車両所構内の通り抜けを認めること。

【会社回答】 そのような考えはない。

(4) 退勤時の茨木駅行き通勤バスは、17時35分発または、17時40分発を増設すること。

【会社回答】 通勤バスのダイヤについては、利用実態に応じて適切に設定しており、そ

のような考えはない。

(5) 茨木バスターミナルに屋根を設置すること。

【会社回答】 権限外事項である。

(6) シャトルバスの乗降は、作業性を考慮し従来通り、交検班長室前と臨修庫前で乗降できるようにすること。

【会社回答】 通勤バスのダイヤについては、利用実態に応じて適切に設定しており、現状で対処されたい。

(7) 通勤時の背広強要をやめること。

【会社回答】 通勤の服装は自由であるが、社会人にふさわしい服装の代表例がスーツであると考えている。強要しているものではない。

(8) 災害等で帰宅困難者に対し情報の伝達や会社の対応を明確にすること。

【会社回答】 災害等により往路、復路共に所定通勤経路・方向での通勤が不可能な場合は、事前に箇所長等に連絡をすることとしており、状況等に応じて異経路での通勤を承認し、交通費を支給するほか、職場の宿泊施設の利用も許可するなどの対応をしている。

5. 福利・厚生について

(1) 会社が主催するレクリエーション活動での事故・怪我は労災扱い同様の処置とすること。

【会社回答】 これまで通り、業務または通勤に起因する災害を労災として取り扱う。

(2) 鳥飼食堂の運営に対して社員にアンケート調査を行い早急に対応すること。また食堂前の休憩所を拡大し、食堂内にもTVを設置すること。

【会社回答】 運営に関しては適切に対応している。また休憩室の拡大やテレビの設置についても現行通りとする。

6. 庁舎環境について

(1) 事務所棟 6階風呂の入浴規制時間を撤廃し、勤務時間外であればフルタイムで入浴できるようにすること。

【会社回答】 現行ルールを変える考えはない。

(2) 6階男性用トイレを増設すること。

【会社回答】 現行通りとする。

(3) 混雑解消と健康面から庁舎階段を使用可とすること。

【会社回答】 セキュリティの観点から、原則として総合事務所棟の5階から9階までは階段使用は認めない。

(4) 全社員に緊急時の避難訓練を行うこと。また災害・緊急時の避難箇所を明らかにすること。

【会社回答】 避難経路、避難箇所については、各階エレベーター前の壁に掲出している。よく確認し、緊急時には迅速に避難できるようにされたい。

以上

《若干のやり取り》

組合：駐車場許可証の申請があった場合は、基地の中、外で許可をするのか。

会社：現行既に許可している社員もいるが、これまで掲示で周知している通り、会社が所有している駐車場の新規の手続きは行わない。

組合：本体社員には、許可をせず、SEやサービック社員には許可をしている。本体の管理者が出向に行ったら車通勤に変わっている。おかしいのではないか。

会社：一つ一つの事象について答える考えはない。

組合：どういう時に許可を認めるのか。

会社：様々なケースが考えられるので、答えるのは難しい。

組合：病気等の治療で箇所長の許可が出たら貰えるのではないか。病気でも東海労組合員には認めず、管理者だけが認められている。

会社：公正公平に考えている。

組合：公正公平でない。身内に甘いとしか言えない。

組合：マイカー通勤は本人が希望したら、認めるということでもいいか。

会社：認めるが、会社としては公共交通機関を優先している。

組合：マイカー通勤を認めて、会社の駐車場に空きがあるにも関わらず許可しないことはおかしい。

会社：マイカー通勤を認めるかは認めないかではなく、会社の敷地内にある駐車場を貸すか貸さないかの判断は別物である。

組合：マイカー通勤を認めないのなら分かるが、空いていたら貸したらいいだけである。何故貸さないのか分からない。

組合：マイカー通勤を申請したら、認めるのか。

会社：制度上は認める。

組合：制度上通るのに駐車場を貸さないのか。

会社：交通事故を防止するために新規の駐車場は貸さない。駐車場は貸さない前提でマイカー通勤をしたいなら、認める。

組合：作業庫の班長室のテレビアンテナを撤去しているが、異常時等情報を得るのにテレビが見れるようには、出来ないか。

会社：異常時の運行状況などは、出先地に当然あるし管理者に聞けば分かる。

組合：今回の台風時でも管理者は、自分で確認するように点呼で言うだけで、何も指示を出さない。退出点呼後に自分の携帯で情報を得ている状態である。

組合：災害等で帰宅困難者に対し情報の伝達や会社の対応は、職場ごとで対応が違う。支社として一括で明確にすることは出来ないのか。

会社：状況を踏まえて、個所長が決めている。

組合：職種に関係なく、平等に対応すること。

組合：事務所棟6階風呂の入浴規制時間を撤廃し、勤務時間外であればフルタイムで入浴できるように毎回申入れしているが、何故、現行ルールを変える考えはないのか。

会社：管理者に申し出てもらって必要があると判断したら、利用できる。それ以外、現時点で問題ないからである。

組合：24時間利用させろとは言っていない。清掃時間は何時から行っているのか。

会社：12時30分から15時30分までである。

組合：掃除の時間が長すぎる。現行より30分繰り上げて15時から利用できるようにすること。

組合：6階男性用トイレを増設を毎回申入れしているが、増設が無理なら他の階に行くことには問題ないのか。

会社：・・・・。

組合：6階に130名の社員に対して、大便トイレが3箇所しかない。

会社：・・・・。

組合：衛生管理で社員数に対する、トイレ数が決まっている。庁舎全体のトイレ使用には何ら問題ない。

以上

II. 大阪修繕車両所に関する改善要求について

1. 設備・環境について

(1) 検修員詰所・更衣室・ワーキングルームの時計をすべて電波時計に変更すること。

【会社回答】 現行通りとする。

(2) 更衣室・待機室兼食堂は蛍光灯が少なく暗いため蛍光灯を増設すること。昨年度の回答で、LEDを設置したとなっているが、側面の壁からの照明であり、待機室兼食堂全体は薄暗く感じる。

【会社回答】 LEDの補助照明を増設しており、現状で対処されたい。

(3) 待機室兼食堂に流し台を設置すること。また、消臭のための換気扇を設置すること。

【会社回答】 現行通りとする。

(4) 待機室兼食堂に製氷機と臨修庫で作業をする場合、水分補給のためのお茶を作るためIHクッキングヒーターを設置すること。

【会社回答】 現行通りとする。

(5) 検修員詰所にヘルメットと安全靴用のロッカーを設置すること。また、現在設置されているヘルメット置場の消臭のため換気扇を設置すること。

【会社回答】 現行通りとする。

(6) 臨修庫にシャワー設備を設置すること。

【会社回答】 現行通りとする。尚、入浴が必要と思う場合は個別に管理者に申し出る

こと。

(7) 臨修庫に空調設備付の打ち合わせ室を設けること。

【会社回答】 現行通りとする。

(8) 臨修庫及び研削庫の鳥を駆除すること。また、糞害防止すること。

【会社回答】 現行通りとする。尚、カラスの防除マットを敷設する等行っているが、引き続き、対応方を検討していく。

(9) 事務所棟1Fの工具室のロッカー等を整理し、使いやすくすること。

【会社回答】 11月に不要なロッカーを整理しており、より使いやすくなったと把握している。

(10) 仕業庫東方に作業表示灯を設置すること。

【会社回答】 所内のプロジェクト等で移設に関して検討を進めているが車両検修と密接に関わる大規模な工事が必要となるので、今後も十分精査したうえで必要な対応を検討していく。

(11) 仕業庫サービスデッキの転落防止チェーンの取外し、取付けが容易なものに替えること。

【会社回答】 現行通りとする。

(12) 仕業庫0番線から3番線までのピット溝の排水をすること。

【会社回答】 設備不良については、これまでと同様に関係箇所へ修繕依頼を行うなど速やかに対処しており、今後も不良箇所発見の際は管理者に申告されたい。

(13) 仕業庫での作業において庫6番線や庫7番線はピットの床が高く作業性が悪い。また、無理な姿勢での作業になるので、床下作業は庫0番線から5番線までの作業とすること。

【会社回答】現行通りとする。

(14) 修繕車両所の作業は、基本的に臨修庫での作業を基本とし、臨修庫の入出庫をスムーズに行い修繕作業の時間を確保すること。(運転本数増大に伴い鳥飼基地構内の入換作業が多くなり、臨修庫の入出庫に時間がかかっている。)

【会社回答】現行通りとする。

(15) 西電留線や東電留線での作業をやめること。(昨今の運転本数増大に伴い鳥飼基地構内の入換作業が多くなり、臨修庫の入出庫に支障がきたしているため、西電留線や東電留線での作業が多くなっている。西電留線や東電留線での作業は線路横断や工具及び車両部品の運搬による労働災害の発生が懸念されるため。)

【会社回答】現行通りとする。

(16) 作業用自動車を5人乗りの荷物が積めるタイプ(ミニバン)のものにすること。

【会社回答】業務に必要な手段は確保されているため、現状で対応されたい。

(17) 台交分準分割作業で、台検庫入庫時、パンタグラフの下降を目視で確認するが、夜間は確認しにくいいため、灯光(LED)が設置されているが、照らしている方向が悪い。上からの灯光となるように設置すること。

【会社回答】現状にて対処されたい。

(18) 修繕担当者用と操縦担当者用の自転車を増備すること。

【会社回答】現行通りとする。自転車が不足しているとは聞いていない。

(19) 構内操縦担当者用のチェック簿のバインダーを個人貸与すること。

【会社回答】バインダーは出面分を配備しているため、個人に貸与する考えはない。

(20) 作業用の吸汗性のよいアンダーシャツを貸与すること。

【会社回答】支社権限外事項であるが、そのような考えはない。

(21) 作業で使用するカップや安全チョッキは汚れや傷み具合に関係なく1年に1回更新すること。

【会社回答】支社権限外事項である。

(22) 夏用の作業着(ツナギ服)を貸与すること。

【会社回答】現行通りとする。

(23) 半年毎に軍手1ダース、軍足6足を貸与すること。

【会社回答】使用頻度、作業内容等考え、箇所で適切に判断している。

(24) 洗濯機を全自動タイプ(洗濯から乾燥まで)に更新し、設置台数を増やすこと。

また、故障した際は、速やかに修理・取替を行うこと。

【会社回答】現行通りとする。また故障に関して報告があれば適切に対応する。

以上

《若干のやり取り》

組合：待機室兼食堂に流し台に消臭のための換気扇を是非、設置すること。

会社：現時点設置する考えはない。

組合：食事する社員が我慢できないと言っている。

会社：何の臭いがするのか。

組合：食べ物の臭いである。着ける方向で進めること。

組合：仕業庫0番線から3番線までのピット溝の排水つまりが10センチ程常時溜まっている。SE社員は長靴を履いて作業をしている。

会社：必要な排水設備は整備されていると認識している。

組合：整備されているなら、排水が溜まることはないはずである。現場を見ているのか。

会社：聞いてはいる。

組合：現場を確認に行っているのか。

会社：水が溜まっている現場は見えてはいない。

組合：速やかに対応しているとの回答であるが、全然改善されていない。現場を確認していないということは、軽く考えているのではないか。改善すること。

会社：設備の不良については、何かあれば管理者に申告すること。

組合：申告しても依然として改善されないから、同じ要求が出てくる。

会社：必要な改善については実施している。

組合：では、何故水が溜まるのか。いい加減なことは言うのはやめること。状況をもう一度調べて改善することをお願いします。

組合：作業用自動車について、5人グループで動くのに、現状の軽では4人しか乗れない。5人乗りの車に変更すること。

会社：2台で動いてもらえればいいことである。

組合：作業が輻輳していたら、1台しかない場合もある。

会社：現状、問題になっている認識はない。

組合：会社は、問題になってないと認識でいいか。

会社：バスも利用できる。

組合：バスに荷物を持っては乗れないではないか。

会社：車を替えないといけない状況ではない。

組合：問題ないとの認識であることを確認する。

組合：作業で使用するカップや安全チョッキの個人貸与に対し、支社権限外事項との回答であるが、安全チョッキは現在14枚しかない中で、汚れが酷いものがある。

会社：安全チョッキの汚損が酷い物や破損した物については、管理者が随時交換に応じている。

組合：汚れの申告をすれば、新しいのに交換してくれるのか。

会社：全てとはならないが、社会通念上で使えないとなれば交換していく。

組合：会社が責任を持って、汚れを確認してクリーニングしているのか。

会社：申告があった場合や管理者が確認した時に行っている。

組合：会社が責任を持って行っていないから、個人貸与するように求めている。

会社：個人貸与したら、個人のリスクにもなる。要望があることは聞いておく。

組合：軍手の貸与については、作業者の希望を聞いて作業内容にあった軍手を貸与すること。

以上

Ⅲ. 大阪仕業検査車両所に関する改善要求について

1. 労働条件に関する改善要求について

(1) SEKとの契約内容を明らかにすること。

【会社回答】 契約内容については明らかにする考えはない。

(2) SEK担当の修繕業務は終了までSEKが責任を持って完了させること。

【会社回答】 庫の性格と業務量に応じて適切に対処している。

(3) SEK担当は車内検査担当であるため、報告書なども責任施工すること。

【会社回答】 SEK内で作業が完結するものに対しては、SEKで報告書の作成する・JRの担当する作業についてはJRが報告書を作成するものである。

(4) 8月に御勇退された主にG担当をされていたSEK担当者の代わりとして職名の異なる主任職にない担当者が指定されている。今後は主任職にないSEK担当者もG担当を行わせるのか明らかにすること。

【会社回答】 支社権限外事項であるが、必要な教育を行ったうえで、適切な担務指定を行っているとしている。

(5) 仕業・申告の作業と修繕車両所の作業区分を明らかにすること。

【会社回答】 作業区分に関しては、全体の検修作業の状況により適宜適切に判断している。

2. 仕業庫等の設備改善要求について

(1) 仕業庫2番線海側及び3番線山側のサービスデッキ下のパイプやアングルは13号車から16号車付近までは地上から180 c m位の高さになっているが、1号車から12号車付近では160 c m位しかなく、側検査を行う際に非常に危険である。労災防止の観点からも早急に改修すること。

【会社回答】 現行通りとする。なお、通行時には十分注意されたい。

(2) 熱中症予防として仕業・申告現場作業詰所内に冷水器を設置すること。

【会社回答】 現行通りとする。なお、水分補給は十分注意されたい。

(3) 仕業庫の床下点検通路の清掃・整備を毎月行うこと。

【会社回答】 月一回、社員、関係会社が一体となり排水溝清掃等を行っている。

(4) 仕業庫の床下点検通路の蚊等の害虫駆除について「害虫駆除については適切に行っている」との回答を以前に行っているが今年も害虫が発生している。管理者にも申し出ているにも関わらず全く改善されていない。早急かつ定期的に駆除すること。

【会社回答】 排水溝清掃時に害虫駆除剤の噴霧等を実施しているが、引き続き、必要な都度実施していく。

(5) 仕業庫の床下点検通路の排水不良について「修繕等は必要な都度実施している」との回答を以前に行っているが、管理者に申し出ているにも関わらず全く修繕が間に合っていない。床面に水が溜まり滑って危険である。早急に修繕すること。

【会社回答】 設備不良があれば、関係箇所へ修繕依頼を行うなど速やかに対処しており、今後も不良発見の際は管理者に申告されたい。また、月一回、社員、関係会社が一体となり排水溝清掃等を行っている。

(6) 点検通路に設置されている汚物処理のための排水設備周辺並びに床下点検通路に溜まっている排水等は汚物等が混入しているが衛生面で検査・管理されているのか明らかにすること。

【会社回答】 月一回、社員、関係会社が一体となり排水溝清掃等を行っており、設備不良による排水不良があれば速やかに対応しているため衛生上問題はない。

(7) 仕業庫内のカラスの駆除について「カラスの駆除は定期的に行っている」との回答を以前に行っているが、管理者にも申し出ているにも関わらず、まだまだ間に合っていない。停電事故等も想定される事態であり早急に駆除すること。特に、仕業庫の点検通路にはカラスの糞が散乱している。衛生面からも早急に対策を行うこと。

【会社回答】 現行通りとする。尚、カラスの防除マットを敷設する等行っているが、

引き続き、対応方を検討していく。

(8) 作業庫天上照明や作業線の各ピット内蛍光灯の切れが数十か所ある。庫7番線においてはNFB落下による滅灯が数十メートル渡っている箇所すらある。労災防止のためにも早急に修繕すること。また、LED化すること。

【会社回答】設備不良があれば、調査のうえ関係箇所へ修繕依頼を行うなど適切に対処している。

(9) サービスデッキ下部にコンクリートが腐食し、鉄筋が剥き出しになっている箇所が見受けられる。早急に調査・修繕すること。

【会社回答】作業庫サービスデッキ下部のコンクリートに関しては、定期的に検査・修繕しており状態を把握している。安全性や耐久性に問題はなく、状態に応じて計画的に修繕していく。

(10) 庫7番線のピットが低いため、検修車の乗り降りが困難であり、怪我等の労災も考えられる。ピット床面を掘って低くするか、検修車を改修すること。これができなければ、庫7番線を作業検査対象番線から除外すること。

【会社回答】現行通りとする。

(11) 作業庫の修繕、改修が進んでいない状況を鑑み、修繕計画と予算を明らかにすること。

【会社回答】作業庫については、定期的に検査を実施しており計画等明らかにする考えはない。

3. 貸与品、福利厚生等の改善要求について

(1) 軍手、軍足は社員が必要とする数を貸与すること。

【会社回答】使用頻度、作業内容等考え、箇所で適切に判断している。

(2) 軍手、軍足の貸与については、大阪作業検査車両所ではその都度交換方式となっているが、事業所毎で、年間の貸与数、貸与方法が違うのか明らかにすること。

【会社回答】使用頻度、作業内容等考え、箇所で適切に判断している。

4. その他の改善要求について

(1) 大阪作業検査車両所の作業・申告班で使用している携帯電話はカメラ機能が制限されており、カメラが使用できない状態ある。現在は遠い号車（作業現場）と詰所等との連絡・打ち合わせなどで写真が必要な時や写真で状況を説明する時などは一旦、詰所まで帰り、デジカメを持ち出して映し、また、詰所に帰ることとなり、大変手間がかかっている。よって、携帯電話のカメラを使用出来るようにすること。

【会社回答】業務用携帯電話は、各種作業において、作業員間の連絡・報告のために配備しており、現状で対処されたい。

(2) 大阪作業検査車両所の作業・申告班では当直からくる作業指示書等はファックスで送られてきている。よって添付されている写真等は大変わかりにくい。また、現場詰所でパソコンで作成した写真入りの故障報告書等を当直にファックスで送るが、わかりにくく、保存ができないため、結局、SDカードに取り込んで、それを持っていくという状況である。よって当直と現場詰所をファックスではなくLANケーブル等で結んで、パソコンやプリンターで写真等がきれいに送信できるようにすること。

【会社回答】現状で対処されたい。

(3) 数年前からVCBスイッチの誤扱いが多発している。社員への注意喚起や手順書の変更、指差確認喚呼等だけでは有効な対策になっていない。よってVCBスイッチの色を変更、ブザーや予備等切替スイッチ等で使用しているような「カマシ」をVCBスイッチにも付けるなど車両改良し、ハード面でも対策を取らきたい。

【会社回答】現状で対処されたい。なお、スイッチ扱い時は意識を持って、扱うスイッチを確認されたい。

以上

《若干のやり取り》

組合：SEKとの契約内容を明らかにすることとは、仕業検査の中で車内の業務をSEに委託しているが、委託した業務が出来ないケースがある。SEが最後まで責任を持って行わないと契約不履行になるのではないか。

会社：SEKとの契約内容は明らかにする気はないが、一般論では法律上でも自由に契約できる。

組合：偽装請負の関係上、SEに指示が出来ないので、契約上どこまでと社員には徹底しないといけないのではないか。

会社：作業が完全にSEからJRに移るのであれば、偽装請負は発生しない。

組合：現実、作業が終わらず、JRに移っている。契約の関係ではどうなっているのか。

会社：時間的に出来ないものもある。

組合：これからも、回答を濁して作業をやらずのか。契約内容を明らかに出来ない理由を回答できないことを確認する。

組合：仕業の勤務指定で毎日「日勤1」の社員がいると思っているが、出面が発生しない基準はあるのか。

会社：・・・。

組合：全周ホロの一斉点検があつたが、作業が輻輳して現場で対応できないケースがある。一斉点検の要員を別に維持してやるべきではないか。

会社：要員の配置については、適切に行っている。

組合：仕業庫2番線海側及び3番線山側のサービスデッキ下のパイプやアンクルは13号車から16号車付近までは地上から180 c m位の高さになっているが、1号車から12号車付近では160 c m位しかなく、側検査を行う際に非常に危険である。ヘルメットは当たって真っ黒になっている。労災になる前に対策を考えること。

会社：現実、そのような状態になっていることは知っている。

以上

IV. 大阪交番検査車両所に関する改善要求について

1. 設備・環境について

(1) B通路に古い扇風機を何台か増配備したがまだ全号車分は置かれていない。この暑さを考え各台車毎に1台ずつ扇風機を配備すること。

【会社回答】既に一両につき一台の扇風機を配備している。また、様々な熱中症対策を合わせて検討を進めている。

(2) 現場詰所から両端の作業箇所に行くには時間がかかる。1ユニットと4ユニットのB担・C担に自転車を提供すること。

【会社回答】移動距離は長くなったが、検査に影響があるわけではなく現状で対処されたい。

(3) 「更衣室」内に手洗い場を設置すること。

【会社回答】新検修員詰所に手洗い場を必要数設置しており、現状で対処されたい。

(4) 「現場詰所」内に洗濯機・乾燥機を増設すること。

【会社回答】適切な箇所に適切な数量を配置しており現状で対処されたい。

(5) 庁舎2Fの洗濯場の故障した洗濯機・乾燥機を取り替えること。

【会社回答】故障があれば適切に対応している。

2. 業務関係について

(1) 朝の点呼で伝達する「指示書」の内容確認と「チェックシート」類の準備のために「作業準備時間」を設けること。

【会社回答】現行通りとする。

(2) 「運用調整日」を丸1日の教育とせず、A交のみ教育とかE交のみ教育とか「弾力的な運用調整」をすること。

【会社回答】必要な取組を実施しており現行通りとする。

(3) 特修班の要員を増員し、「運転台作業の遅れ」や「ハコ作業の遅れ」に対応させること。

【会社回答】現行通りとする。なお、必要な要員は配置している。

(4) 2007年から「データ取り」として行っている「連換調整」については「65mm固定」とすること。またデータを社員に公開すること。

【会社回答】現行通りとする。

(5) 「側引戸引き通しテスト」時に安全帯は不着用とすること。

【会社回答】現行通りとする。

(6) X・G編成で毎交車掌SWの検査を行っているが2交検に1回の検査とすること。

【会社回答】現行通りとする。

(7) 庁舎2階にある「組合掲示板」を庁舎3階の食堂前通路に移設すること。

【会社回答】現行通りとする。

以上

《若干のやり取り》

組合：扇風機は、一両につき一台配備しているとの回答であるが、一台車に一台の扇風機を要求している。台車を検査するのに一両に一台置いても意味がない。

会社：・・・・。

組合：今年は非常に暑かったから、台検の古い扇風機を持ってきている。A通路・C通路には冷風機を置いてあるが、B通路には古い扇風機を置いていただけである。

会社：熱中症対策については、今後も検討していく考えである。

組合：検討する前に、扇風機を買った方が早いのではないか。

組合：1ユニットと4ユニットのB担・C担に自転車を配備は、会社としても移動距離が長くなったことは認識していることではないか。

会社：移動距離が長くなったことは、認識はしている。

組合：作業の始まりが9時05分からであるが、検査に影響がないとの回答であるが、作業時間に間に合うとの認識なのか。

会社：検査に影響がある状況ではない。

組合：1号車、16号車の自転車配備同様、2号車、15号車にも自転車を配備すること。

以上

V. 大阪台車検査車両所に関する改善要求について

1. 基本要件について

(1) 始業点呼を6F事務所棟で行うこと。

【会社回答】現行通りとする。

(2) 技術継承の観点から社員の転勤は最低でも5年間は転勤させないこと。

【会社回答】社員個人に対し、安全面や技術面で必要な教育を行ったうえで、適正・能力などを総合的に勘案して異動を決定している。

(3) 輪軸・台車グループ間の交流を活発化させ技術力向上に向け努力すること。

【会社回答】必要な交流は既に行っているため、現行通りとする。

(4) 現在様々な教育を勤務時間内で行っているが、行程白紙日で行うこと。

【会社回答】今後も作業状況を見て適切に教育を実施していく。なお作業等の事情で受講出来なかった社員については後日同内容の教育を実施している。

(5) 各職場に事務担当社員を配置し、事務処理用パソコンを設置すること。また手待ち時間でも手続きが出来るようにすること。

【会社回答】パソコンに関しては、必要台数貸与されており、現状で対処されたい。また、申請は社員にとって福利厚生等自己の権利の行使に関わる行為であり、自己の時間で入力すること。

(6) 神戸製鋼のデータ改ざんによる部品検索作業及び交換作業を台検通常工程内に組み込まないこと。

【会社回答】現行通りとする。

(7) 台検庫内作業場をすべて冷暖房完備とすること。

【会社回答】現行通りとする。

(8) 現在行われている台車枠UT・FB検査はいつまで行われるのか明らかにすること。

【会社回答】当面の間、継続する。

2. 防暑・防寒対策について基本要件について

(1) 現場に浄水機能付き冷水器の増設すること。

【会社回答】現行通りとする。

(2) 現場に詰め所を設け冷暖房の充実化すること。

【会社回答】現行通りとする。

(3) 台車組み立て・中修上の屋根に防暑塗装を施すこと。

【会社回答】塗装だけが対策ではなく、台車検修設備更新の際、必要な冷暖房設備を含めて更新している。

(4) 台検庫内が40度を超えた場合は直ちに作業を中止し、待機とすること。

【会社回答】現行通りとする。

3. 設備・環境について

(1) 台検庫内の雨漏りはいまだ解消されないままである対策を早急を実施すること。

【会社回答】雨漏りは漏れ箇所を雨受けを設置するなど、発生の都度修繕を実施している。今後も不具合等、発生または発見した場合は直ちに管理者に連絡されたい。調査のうえ作業所へ修繕依頼を行うなど、適切に対処する。

(2) 台車組立装置の軸箱支持装置を物が挟まらない構造に早急に改修すること。

【会社回答】現行通りとする。

(3) 総点呼、作業点呼は事務所棟6階で行なうこと。

【会社回答】現行通りとする。

(4) 管理者による労働監視をやめ、作業者の声を聞く体制を整えること。

【会社回答】労働監視の事実はない。検修作業の品質向上・社員の労災防止・工程管理等を目的とした必要な点検指導を行っている。

(5) 昼のKYT活動をやめること。

【会社回答】労災防止、ヒューマンエラー防止のための取組であり、現行通りとする。

(6) 年休を最優先とし、年休を抑制する見習いと出張はやめること。

【会社回答】現行通り、申込日等の諸要素を勘案した結果年休が発給出来ないケースもあることは理解されたい。

(7) J職群の検査業務就労者の選定理由を明らかにすること。

【会社回答】必要な教育を行ったうえで、本人の適性を見て総合的に判断して決定している。

(8) 勤務時間外のQC活動・勉強会を超勤扱いとすること。

【会社回答】業務指定は業務上の必要により会社が判断する。

(9) 会社が主催するレクリエーション活動での事故・怪我は労災扱い同様の処置とすること。

【会社回答】これまで通り、業務または通勤に起因する災害を労災として取り扱う。

(10) 昇進試験の取り扱いは自己の時間とせず勤務時間扱いとすること。

【会社回答】支社権限外事項である。

(11) 職場での本人意志を無視したプロジェクト参加強要をやめること。

【会社回答】プロジェクトの指定は個人の能力、適性を総合的に判断している。

(12) 強制される個人業研をやめること。

【会社回答】研究業務の指定は個々人の能力、適性を総合的に判断している。

(13) 技術力向上の観点から活発な輪軸・台車グループの交流をはかること。

【会社回答】必要な交流は既に行っているため、現行通りとする。

(14) 希望する社員全員に特殊技能資格（フォーク、電気・ガス溶接、クレーン、砥石取り扱い、有機溶剤等々）の教育資格を与えること。

【会社回答】資格取得については、必要数、及び個人の能力、適性等を総合的に判断して指定している。

(15) 点呼時の制服を夏服、冬服と強制せず作業に即したものにすること。

【会社回答】そのような考えはない。

(16) 油脂等の庫内への運搬は、安全面からも以前のおり外注作業とすること。

【会社回答】現行通りとする。

(17) 始業点呼時間は総点呼も含め5分以内とすること。

【会社回答】現行通りとする。

(18) 大修職場の軸パレット移動用ローラーを自動搬送とすること。

【会社回答】現行通りとする。

(19) 中修検圧作業場の冷房能力を強化すること。

【会社回答】現行通りとする。

(20) 社員の健康管理のため、資材庫、新検修庫の屋上をキャッチボール、テニス等できるよう改修すること。

【会社回答】そのような考えはない。

(21) 転勤者の挨拶及び各種表彰は終了点呼前に行うこと。

【会社回答】現行通りとする。

(22) 事務所棟内フラパーゲートを撤去すること。

【会社回答】セキュリティーの観点から、現行通りとする。

(23) 新入社員の玉かけ・クレーンは学園教育の一環として資格を取らせること。

【会社回答】 必要な社員に、必要なタイミングで取得させており、現行通りとする。

(24) 天井クレーンの免許取得を要請すること。

【会社回答】 資格は必要に応じて適切に取得させているため、現行通りとする。

(25) 事務所棟内フラパーゲートを撤去すること。

【会社回答】 セキュリティーの観点から現行通りとする。

以上

《若干のやり取り》

組合：台検だけ、何故、始業点呼を6F事務所棟で行わないのか。今、更衣時間まで労働時間に組み込まれている会社もある。仕業も以前は現場で行っていたが、変えてきた。台車グループは6分、輪軸が4分の移動時間が掛かっている。その時間も自己の時間である。台検のみ行わない理由は何か。

会社：スペースの制約上、現状通りされたい。

組合：スペースはあるし、退出点呼は6階で行っている。スペースがないとの回答は嘘である。

会社：嘘をついている認識はない。

組合：皆が納得できる法的説明をしてくださいと聞いている。

会社：・・・・・・。

組合：答えられないことを確認する。

組合：台車枠UT・FB検査は当面の間と回答しているが、いつまでやるのか。

会社：当面の間、継続する。

組合：大体、どれくらいの期間なのか聞いている。一年なのか半年なのか、以前の回答では今年12月末の計画ではなかったか。

会社：・・・・・・。

組合：次に新しい検査が始まると噂で聞いているが、その時に切り替わるのか。

会社：検査の必要性に応じて行っている。何時までといった期間は、回答できない。

以上

VI. 各出向会社の職場改善要求

1. (株) 新幹線エンジニアリングに関する改善要求

(1) 基本要素について

①作業場をブース化し冷暖房を完備すること。

【会社回答】 現状で対処されたい。

②作業服専用の大型洗濯機を設置、またはサービックへの委託すること。

【会社回答】 他会社のことであり支社権限外事項であるが、各職場には洗濯機、乾燥機を配備し、対応していると聞いている。

(2) 設備・環境について

①作業着、夏・冬用を最低でも5着以上増貸与を図ること。

【会社回答】 他会社のことであり支社権限外事項であるが、作業に必要な枚数は貸与していると認識している。

②屋根の上作業時の防暑対策として、空調服ファン付き作業服を貸与すること。

【会社回答】 他会社のことであり支社権限外事項であるが、作業に必要な服は貸与していると認識している。なお、熱中症対策については、それぞれの会社が担う業務内容や作業性を鑑み行っていると認識している。

③仕業現場詰所の防音対策をすること。具体的には、壁、窓ガラス、出入り口引戸、換気扇の防音処置をする。(JR仕業からインターホンで作業連絡が行われているが、本線と庫の電車の騒音で聞こえない。)

【会社回答】現状で対処されたい。

④防寒のため床置きストーブを設置すること。

【会社回答】現状で対処されたい。

⑤仕業庫0番～5番のパン点検通路12号車位置の踏み板を改善すること。(12号車位置の踏み板と車両との段差が大き過ぎるので、スリ板を持って渡るのに転倒の恐れがある。)

【会社回答】現状で対処されたい。なお、足元には十分注意されたい。

⑥パン点検台に出入りする押しボタンのスイッチ位置、あるいは、扉を改善すること。(パン点検通路に登る際に押しボタンを扱って扉を開けて出入りするようになっていて、入る時は、門の外側にあるスイッチを押して入るが、出る時は、門に入り込んで中にあるスイッチを押さないと扉を開けることができない。スリ板や作業工具等を運搬しながら、門の中にあるスイッチを押して、それから門の扉を引く(仕業庫2～7番)ために一歩引く形になり、スリ板や作業工具等を落としてしまいかねない。)

【会社回答】現状で対処されたい。なお、作業時には足元に十分注意されたい。

⑦仕業庫にある4号資材倉庫の扉を軽量な扉に改善すること。(扉が重いため、スリ板や部品を持ったまま扉の開閉をすると手を挟みそうになるため。)

【会社回答】現状で対処されたい。なお、作業時には足元に十分注意されたい。

⑧洗濯機を増設すること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、適切な箇所に配置していると聞いている。

2. (株) 関西新幹線サービック (鳥飼基地関係) に関する改善要求

(1) 労働条件に関する改善要求について

①作業開始を8時40分からとすること。(8時20からの点呼は毎回、25分で終わらない。移動時間に食い込んでいるため)

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。

②現行の作業ダイヤ時間、小A、中A、8両編成小A、中A全て5分間延長すること。(見直し点検の時間が無い)

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。

③連続作業を行うときは、1・2、3・4、5・6番線を使用すること。(中間車両からは約400M歩かなければならないため)

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。

④車掃作業連続二本以上の作業は止めること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。

⑤昼休憩時間を、11時～13時以内と設定すること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。

⑥作業ダイヤ表に書かれている時間が作業開始時間になっているが、到着してドアが空いた時点から作業開始時間とすること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。

⑦車掃作業時、他の組との隣番線作業は止めること。(道具がひとつしかないため)

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。

⑧朝の準備体操は勤務時間内とすること。

- 【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。
- ⑨禁煙者の喫煙ルームの作業は止めること。
- 【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。
- (2) 設備・環境について
- ①0番線1ユニットの水場が離れている為、近場に設けること。
- 【会社回答】現状で対処されたい。
- ②西詰所の防音対策をすること。
- 【会社回答】現状で対処されたい。
- ③サービスデッキに置いている、グリーン車用掃除機をハンディ掃除機（コードレス掃除機）に交換すること。
- 【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。
- ④現行、G車作業員が利用しているハンディ掃除機を軽量で吸引力の強い掃除機に変更すること。
- 【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。
- ⑤番線車掃モップ等を納める箇所を紐でなく、掛け金具に変更すること。
- 【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。
- ⑥作業着、夏・冬用を最低でも5着以上増貸与を図ること。
- 【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、作業に必要な枚数は貸与していると認識している。
- ⑦洗濯機を増設すること。
- 【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。
- ⑧濡れたタオルを干せる場所を設置すること。
- 【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。
- ⑨始業点呼時の整列方法を容易にすること。（整列方法がなかなか理解できない。）
- 【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。
- (3) その他の改善要求について
- ①帰りの2本目回送電車の号車指定を拡大すること。
- 【会社回答】退勤時の通勤回送は営業列車に充当するものであり、座席の利用だけでなく、客室やデッキ等の通行による汚損等のリスクを勘案し16号車のみの利用としている。
- ②災害時（地震、台風、その他の天災）に帰宅困難が起きた場合の対応で、タクシー券を配布すること。
- 【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、適切な形で貸与していると聞いている。
- ③帰宅困難時、自分が手配した宿泊代を支給すること。
- 【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、適切な形で貸与していると聞いている。
- ④残業が発生する場合は、作業員1人1人に聞き取りをし、本人の同意を求めること。
- 【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、適切な形で実施していると聞いている。
- ⑤熱中症対策でポカリスエット飲料水（スポーツドリンク）等を詰所に常備すること。
- 【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。
- ⑥翌日作業勤務分担表を前日の昼までに公表すること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、適切な形で実施していると聞いている。

⑦一日の作業本数は8本以下とすること。一本増えることに手当(一本500円)を設けること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。

⑧便洗作業は汚損手当(一日300円)を設けること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。

⑨二階の詰め所を拡大すること。(夕方になったら長椅子に座れなく立っている為。作業が終わったら三階の詰め所に上がるようにすること。)

【会社回答】現状で対処されたい。

⑩朝の作業準備(クロス洗い)時間を10分設けること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。

⑪クリップライトを現在のものより明るい物に変更すること。

【会社回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、現状で対処されたい。

⑫東・西詰所内の一部監視カメラの向きを変えること。(作業者に向けられている為)

【会社回答】現状で対処されたい。

以上